

令和7年度 中津市省エネルギー診断補助金のご案内

中津市では、脱炭素社会の実現を推進するため、省エネルギー診断を受診した中小企業者等を対象に補助金を交付します。

なお、補助金交付申請手続きをされる方は、必ず「中津市省エネルギー診断補助金交付要綱」の内容をご確認ください。

1.	補助対象者.....	2
2.	補助対象事業	2
3.	補助対象経費と補助金の額	2
4.	申請手続き.....	3
5.	手続きの流れ	4
6.	注意事項.....	4



中津市 企画市民環境部 環境政策課

1. 補助対象者

補助を受けようとする方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ◆ 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者、又は年間エネルギー使用量1,500kl未満の会社法上の会社以外の法人(社会福祉法人、医療法人等)であること。
- ◆ 中津市内の事業所(本店、支店、営業所、事務所等)において省エネルギー診断を実施する者であること。
- ◆ 中津市ゼロカーボン推進パートナー制度に登録していること。
- ◆ 市税等の滞納がないこと。

2. 補助対象事業

補助金を申請する年度の4月1日から申請日までに、中津市内に所在する事業所等において以下の「省エネルギー診断」を受診し完了したものが対象となります。

診断名	実施団体	URL
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター	https://www.shindan-net.jp/
ウォークスルー診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	https://shoeneshindan.jp/

※診断内容や金額など詳しい内容についてはそれぞれの事業を確認してください。

3. 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費	補助金額
省エネルギー診断受診費用(※)	補助対象経費の全額

※消費税、振込手数料は補助対象外となります。

4. 申請手続き

受付期間

令和7年5月1日(木)～令和8年3月31日(火)

※予算額に達した時点で受付を終了いたします。

窓口受付時間:開庁日の午前8時30分～午後5時15分

※WEB申請の場合は24時間申請可能です。

申請方法

①中津市役所 3階 環境政策課窓口 又は各支所総務・住民課に持参

②申請フォームからWEB申請

(<https://logoform.jp/form/GEJZ/950799>)

・申請は、省エネルギー診断を受診後、申請書類一式が揃い次第行ってください。

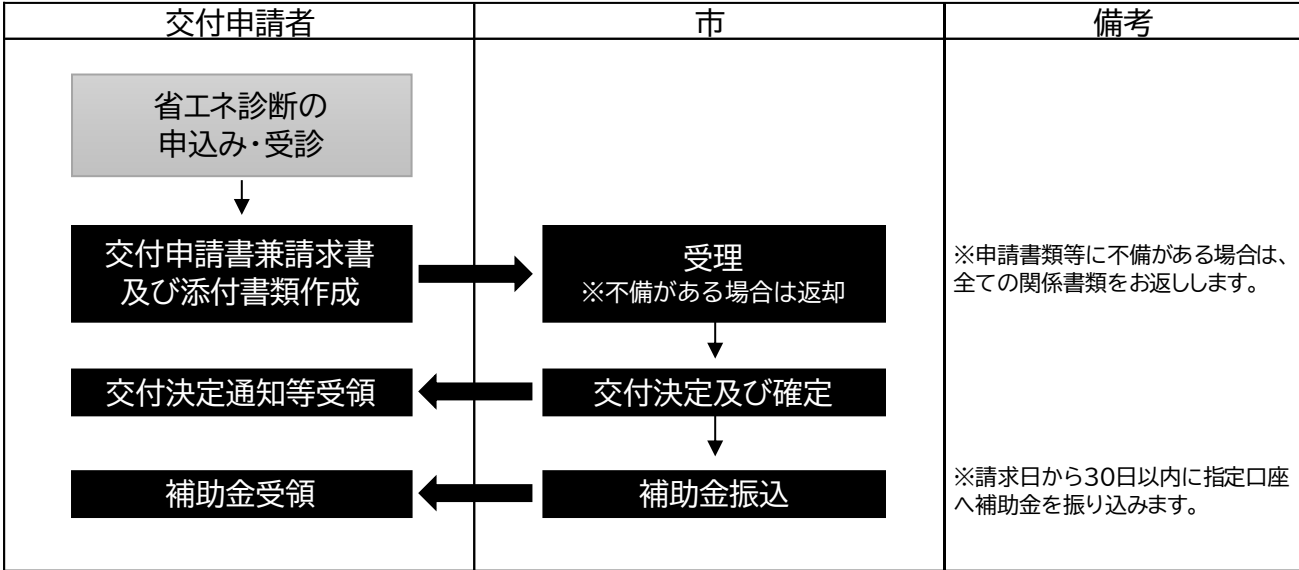
・受付は、先着順です。予算の範囲に達した日に申請した方(書類を不備なく提出した方)は、抽選で交付対象者を決定します。

提出書類

1	中津市省エネルギー診断補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
2	省エネルギー診断の費用を支払ったことが確認できる書類の写し
3	省エネルギー診断の結果が確認できる書類の写し
4	法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証等の市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し
5	市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書
6	補助金の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し
7	その他市長が必要と認める書類

※申請書類一式を揃えてご提出ください。不足書類があった場合は申請を受け付けることができません。

5. 手続きの流れ



6. 注意事項

- 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、補助金を返還しなければなりません。
- 同一の補助対象に他の団体の補助金を受けることはできません。

- 問合せ・申請先
中津市 企画市民環境部 環境政策課 環境政策係
電話番号:0979(62)9071
Eメール:kankyouseisaku@city.nakatsu.lg.jp